

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成25年

目 次

議案第 102 号	平成25年度鎌倉市一般会計予算	1
議案第 103 号	平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計予算	10
議案第 104 号	平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	15
議案第 105 号	平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	18
議案第 106 号	平成25年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	23
議案第 107 号	平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	26
議案第 108 号	平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	29
議案第 109 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	32
議案第 110 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 111 号	鎌倉市中心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 112 号	鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 113 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 114 号	鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について	44

議案第 102 号

平成25年度鎌倉市一般会計予算

平成25年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,082,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		34,668,844 円
	5 市民税	17,325,222
	10 固定資産税	12,983,658
	15 軽自動車税	102,405
	20 市たばこ税	952,235
	25 特別土地保有税	2
	30 都市計画税	3,305,322
10 地方譲与税		318,000
	8 地方揮発油譲与税	94,000
	10 自動車重量譲与税	224,000
15 利子割交付金		83,000
	5 利子割交付金	83,000
16 配当割交付金		83,000
	5 配当割交付金	83,000
17 株式等譲渡所得割交付金		31,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	31,000
19 地方消費税交付金		1,621,000
	5 地方消費税交付金	1,621,000
20 ゴルフ場利用税交付金		29,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	29,000
30 自動車取得税交付金		192,000
	5 自動車取得税交付金	192,000
33 地方特例交付金		120,000
	5 地方特例交付金	120,000
35 地方交付税		200,000

款	項	金 額
	5 地方交付税	200,000 円
40 交通安全対策特別交付金		27,000
	5 交通安全対策特別交付金	27,000
45 分担金及び負担金		620,063
	5 負担金	620,063
50 使用料及び手数料		939,891
	5 使用料	514,981
	10 手数料	398,519
	15 証紙収入	26,391
55 国庫支出金		6,753,235
	5 国庫負担金	4,942,249
	10 国庫補助金	1,779,846
	15 委託金	31,140
60 県支出金		2,811,577
	5 県負担金	1,568,053
	10 県補助金	872,974
	15 委託金	370,550
65 財産収入		523,343
	5 財産運用収入	29,918
	10 財産売払収入	493,425
70 寄附金		1,533,710
	5 寄附金	1,533,710
75 繰入金		1,873,301
	5 基金繰入金	1,871,301
	10 他会計繰入金	2,000

款	項	金 額
80 繰越金		600,000 冊
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		2,218,836
	5 延滞金加算金及び過料	78,001
	10 市預金利子	1,200
	15 貸付金元利収入	1,528,556
	25 雑入	611,079
90 市債		2,835,200
	5 市債	2,835,200
歳 入 合 計		58,082,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		459,441 冊
	5 議会費	459,441
10 総務費		6,172,778
	5 総務管理費	4,795,662
	10 徴税費	717,507
	15 戸籍住民基本台帳費	319,706
	20 選挙費	259,317
	25 統計調査費	24,691
	30 監査委員費	55,895
15 民生費		19,942,462
	5 社会福祉費	10,191,794
	10 児童福祉費	7,618,577
	15 生活保護費	2,130,561
	20 災害救助費	1,530
20 衛生費		6,731,403
	5 保健衛生費	1,467,891
	10 清掃費	4,975,339
	15 環境対策費	288,173
25 労働費		150,559
	5 労働諸費	150,559
30 農林水産業費		235,818
	5 農業水産業費	235,818
35 商工費		659,982
	5 商工費	659,982
40 観光費		232,517

款	項	金額
	5 観光費	232,517 冊
45 土木費		8,948,270
	5 土木管理費	1,349,264
	10 道路橋りょう費	670,241
	15 河川費	72,663
	20 都市計画費	6,667,026
	25 住宅費	189,076
50 消防費		2,560,545
	5 消防費	2,560,545
55 教育費		6,489,121
	5 教育総務費	1,363,964
	10 小学校費	1,019,385
	15 中学校費	713,929
	20 社会教育費	3,073,277
	25 保健体育費	318,566
60 公債費		4,407,889
	5 公債費	4,407,889
65 諸支出金		1,041,215
	5 土地開発公社費	1,041,215
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出	合 計	58,082,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業 計画策定業務委託事業費	平成25年度から 平成26年度まで	千円 6,450
プレミアム商品券発行支援補助事業費	平成26年度から 平成27年度まで	80,000
鎌倉市都市マスタープラン 推進業務委託事業費	平成25年度から 平成26年度まで	12,500
鎌倉市市街化区域及び市街化調整区域 の見直し等検討業務委託事業費	平成25年度から 平成26年度まで	9,944
深沢地区公民連携方策等 検討業務委託事業費	平成25年度から 平成26年度まで	23,604
学校給食調理委託事業費 (第一小学校・腰越小学校・ 西鎌倉小学校・玉縄小学校)	平成25年度から 平成28年度まで	基準日における1校当たり1日の推計給食数が401食から500食までは60,000千円、501食から600食までは63,000千円、601食から700食までは69,000千円、701食から800食までは75,000千円、801食から900食までは78,000千円を平成26年度から平成28年度までの基本額とし、これに消耗品費として1食当たり10円を推計総給食数に乗じて得た額を加えた額に消費税相当額を加えた額の合計額。

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設整備事業費	千円 659,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
漁港整備事業費	10,500	同上	同上	同上
都市計画事業費	1,773,100	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	116,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	162,600	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	74,700	同上	同上	同上
史跡保存事業費	39,100	同上	同上	同上
合計	2,835,200			

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,907,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		7,800 冊
	5 負担金	7,800
10 使用料及び手数料		2,585,913
	5 使用料	2,585,204
	10 手数料	709
15 国庫支出金		100,050
	5 国庫補助金	100,050
20 県支出金		2,935
	5 県補助金	2,935
25 繰入金		2,391,000
	5 他会計繰入金	2,391,000
30 繰越金		94,000
	5 繰越金	94,000
35 諸収入		7,902
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	2,191
	15 雑入	5,701
40 市債		1,717,500
	5 市債	1,717,500
歳 入	合 計	6,907,100

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		1,765,320 冊
	5 下水道総務費	1,765,320
10 事業費		744,980
	5 下水道整備費	744,980
15 公債費		4,391,800
	5 公債費	4,391,800
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		6,907,100

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
汚 水 中 継 ポ ン プ 場 改 築 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 277,800

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,717,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 104 号

平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		6,188 冊
	5 使用料	6,188
10 繰入金		99,270
	5 他会計繰入金	99,270
15 繰越金		2,142
	5 繰越金	2,142
歳 入 合 計		107,600

歳 出

款	項	金 額
5 事業費		105,600 冊
	5 事業費	105,600
15 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		107,600

平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,481,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険料		5,095,260 冊
	5 国民健康保険料	5,095,260
10 一部負担金		4
	5 一部負担金	4
20 国庫支出金		3,370,226
	5 国庫負担金	3,320,226
	15 国庫交付金	50,000
25 療養給付費交付金		570,609
	5 療養給付費交付金	570,609
27 前期高齢者交付金		5,085,498
	5 前期高齢者交付金	5,085,498
30 県支出金		1,066,386
	3 県負担金	142,377
	5 県補助金	924,009
35 共同事業交付金		1,508,358
	5 共同事業交付金	1,508,358
38 財産収入		3
	5 財産運用収入	3
40 繰入金		1,755,489
	5 他会計繰入金	1,755,488
	10 運営基金繰入金	1
45 繰越金		20,000
	5 繰越金	20,000
50 諸収入		9,967
	5 延滞金及び過料	901

款	項	金 額
	10 雜入	9,066 冊
歲 入	合 計	18,481,800

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		247,561 円
	5 総務管理費	147,610
	10 徴収費	99,325
	15 運営協議会費	626
10 保険給付費		12,512,785
	5 療養諸費	11,231,712
	10 高額療養費	1,187,335
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,838
	25 葬祭諸費	13,500
12 後期高齢者支援金等		2,606,828
	5 後期高齢者支援金等	2,606,828
14 前期高齢者納付金等		4,683
	5 前期高齢者納付金等	4,683
15 老人保健拠出金		2,168
	5 老人保健拠出金	2,168
17 介護納付金		1,150,440
	5 介護納付金	1,150,440
20 共同事業拠出金		1,735,490
	5 共同事業拠出金	1,735,490
25 保健事業費		194,230
	3 特定健康診査等事業費	175,903
	5 保健事業費	18,327
27 基金積立金		4
	5 基金積立金	4

款	項	金額
30 諸支出金		17,611 冊
	5 償還金利子及び還付加算金	17,611
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		18,481,800

議案第 106 号

平成25年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成25年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		351,785 冊
	5 他会計繰入金	351,785
7 繰越金		215
	5 繰越金	215
歳 入	合 計	352,000

歲 出

款	項	金 額
10 公債費		352,000 冊
	5 公債費	352,000
歲 出 合 計		352,000

平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,966,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 介護保険料		2,899,745 冊
	5 介護保険料	2,899,745
15 国庫支出金		2,873,245
	5 国庫負担金	2,392,271
	10 国庫補助金	480,974
20 県支出金		2,007,673
	5 県負担金	1,968,451
	15 県補助金	39,222
25 支払基金交付金		3,903,216
	5 支払基金交付金	3,903,216
30 財産収入		1,828
	5 財産運用収入	1,828
35 寄附金		1
	5 寄附金	1
40 繰入金		2,275,232
	5 一般会計繰入金	2,043,000
	10 基金繰入金	232,232
45 繰越金		5,495
	5 繰越金	5,495
50 諸収入		65
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	63
歳 入	合 計	13,966,500

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		326,641 冊
	5 総務管理費	326,641
10 保険給付費		13,417,600
	5 介護サービス等諸費	13,417,600
12 地域支援事業費		213,930
	5 地域支援事業費	213,930
25 基金積立金		2,628
	5 基金積立金	2,628
30 諸支出金		5,501
	5 償還金及び還付加算金	5,501
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		13,966,500

議案第 108 号

平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,463,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		2,673,491 冊
	5 後期高齢者医療保険料	2,673,491
10 繰入金		1,762,472
	5 一般会計繰入金	1,762,472
15 繰越金		2,000
	5 繰越金	2,000
20 諸収入		25,637
	5 延滞金、加算金及び過料	133
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,004
歳 入	合 計	4,463,600

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		93,922 冊
	5 総務管理費	93,922
10 広域連合納付金		4,354,678
	5 広域連合納付金	4,354,678
15 諸支出金		13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		4,463,600

議案第 109 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

障害者自立支援法の改正に伴い、関係条例の整備を行うものである。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(障害者自立支援施設条例の一部改正)

第2条 鎌倉市障害者自立支援施設条例(平成7年3月条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条の2第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第3条 鎌倉市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年3月条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第8条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第2条中鎌倉市障害者自立支援施設条例第2条の2第2号の改正規定(「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 110 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

新たに交付が可能となった税証明等の取扱いについて定めるものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部総務部関係の款第3項を次のように改める。

3 固定資産に関する証明の申請に対する審査	固定資産証明申請手数料	
	(1) 固定資産がある場合	土地にあつては2筆ごと、家屋にあつては2棟ごと 300円
	(2) 固定資産がない場合	300円

別表市長の部総務部関係の款中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同款第4項中「又は家屋名寄帳に記録されている事項を記載した書類」を「若しくはその写し又は家屋名寄帳若しくはその写し」に、「名寄帳閲覧手数料」を「名寄帳又はその写しの閲覧手数料」に改め、同項を同款第5項とし、同款第3項の次に次の1項を加える。

4 地方税法第382条の2第1項の規定に基づく償却資産課税台帳又はその写しの閲覧	償却資産課税台帳又はその写しの閲覧手数料	300円
--	----------------------	------

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 111 号

鎌倉市心身障害者の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成25年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

65歳以上で新たに障害者となった者を助成対象から除くとともに、
重度障害者の対象範囲の拡大及び所得制限について定めるものであ
る。

鎌倉市心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

(心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年10月条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例

「心身障害者」を「障害者」に改める。

第2条第1項第3号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「(以下「精神保健手帳」という。)」を加える。

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) 精神保健手帳に障害等級が1級である者として記載されている者

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、障害者(障害者となった日(前条第1項第1号に該当する者にあつては身障手帳の交付の日とし、同項第2号に該当する者にあつては知能指数が50以下と判定された日とし、同項第3号に該当する者にあつては精神保健手帳の交付の日とし、同項第4号又は第5号に該当する者にあつてはそれぞれ当該各号に規定する障害の状態となった日とする。))における年齢が65歳以上である者を除く。以下同じ。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(重度障害者を除く。)」を削り、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定は、重度障害者については適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条及び付則第4項の規定は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鎌倉市心身障害者の医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する心身障害者である者については、旧条例第3条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第2条の規定による改正後の鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
（ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）
- 5 鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項第4号中「鎌倉市心身障害者の医療費の助成に関する条例」を「鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

議案第 112 号

鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

老朽化した共同私設下水道の改築又は修繕工事を助成対象に追加するものである。

鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例の一部を改正する条例

鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例（昭和46年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又はし尿浄化槽の機能を廃止し、若しくは共同私設下水道を布設」を「若しくはし尿浄化槽の機能を廃止し、又は共同私設下水道（処理区域等内に所在する私道に布設する汚水を排除するための排水施設をいう。以下同じ。）を布設し、改築し、若しくは修繕」に改め、「設置」の次に「、管理」を、「向上」の次に「及び水質の保全」を加える。

第2条第1項各号列記以外の部分中「3年以内に当該工事」を「起算して3年以内に第1号から第3号までの工事（以下「布設工事」という。）を行うもの又は第3号の工事の完了日（以下「工事完了日」という。）から起算して25年を経過した後に第4号の工事（以下「改築等工事」という。）」に、「3年の期間を経過後において」を「処理を開始すべき日から起算して3年の期間経過後に布設工事を行う者又は工事完了日から起算して25年の期間経過前に改築等」に改め、同項第3号中「次項に規定する」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 共同私設下水道を改築又は修繕する工事

第2条第2項各号列記以外の部分中「の共同私設下水道は、処理区域等内に所在する私道に排水施設を布設するもので」を「及び第4号に規定する工事は」に改め、同項第2号中「設置しようとする」を「設置しようとし、又は設置している」に改める。

第3条第2項及び第3項中「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同条第5項中「額」の次に「並びに前項に規定する補助金の額」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前条第1項第4号の工事を行う者に対しては、補助金として、現に排水施設の工事に要した額の80パーセントの額を限度とし、市長が適当と認める額を交付する。

第6条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第9条中「なつた」を「なった」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第1条、第2条並びに第3条第5項及び第6項の規定は、施行日

以後に行われる申請に係る助成について適用し、施行日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 113 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

喫煙やたき火等の規制対象に、文化財として指定された物品を納めた建造物の内部及び周囲並びに天然記念物等の周囲を追加するものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第3号を削り、同項第4号中「第1号及び第2号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第4項中「(同項第3号に掲げる場所を除く。)」を削る。

第23条の次に次の1条を加える。

第23条の2 次に掲げる建造物等の内部又は周囲の区域で、消防長が指定する区域においては、喫煙し、又はみだりにたき火その他の裸火を使用する行為を行ってはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、若しくは登録され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
 - (2) 文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び鎌倉市文化財保護条例の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財又は重要な文化財として指定された物品が所在する建造物
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財（文化財保護法第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。）又は文化財が所在する建造物で、消防長が特にその内部又は周囲における火の使用を制限する必要があると認めるもの
- 2 前項の消防長が指定する区域には、見やすい箇所に、喫煙し、又はみだりにたき火その他の裸火を使用する行為を行ってはならない旨を表示した標識を設けなければならない。
- 3 第1項の消防長が指定する区域内の建造物等の関係者は、当該区域において喫煙し、又はみだりにたき火その他の裸火を使用する行為を行っている者があるときは、これを制止しなければならない。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 114 号

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の開場日の拡大及び開場時間の延長ができるよう整備を行うものである。

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に、「指定管理施設」を「見田記念体育館」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設（見田記念体育館を除く。）にあつては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、閉場日に開場し、又は臨時に閉場日を定めることができる。

第5条第1項第1号中「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、指定管理施設にあつては午前7時から午前9時まで又は午後9時から午後11時まで、駐車場にあつては午前6時30分から午前9時まで又は午後9時から午後11時15分までの間において、開場時間を延長することができる。

別表第1備考2第1号中「区分された時間」を「区分された時間。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項の規定により開場時間を延長した場合にあつては、次に掲げる時間

ア 開場時間の開始時から午前9時までの時間

イ 午後9時から開場時間の終了までの時間

別表第1備考2第2号中「開場時間」の次に「（同条第2項の規定により開場時間を延長した場合における当該延長された開場時間を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。